

岩手県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第18号

岩手県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

岩手県固定資産評価審議会条例（昭和37年岩手県条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（目的）</u> 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第401条の2第6項の規定に基づき</u>、岩手県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p> <p><u>（委員の任期）</u> 第2条 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p><u>（趣旨）</u> 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第401条の2第5項の規定により</u>、岩手県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を<u>定めるものとする。</u></p> <p><u>（組織）</u> 第2条 <u>審議会は、委員10人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。